

2022(令和4)年度

自己点検・評価報告書



令和4年度自己点検・評価報告書作成にあたって

2023年8月25日

自己点検・評価委員会
委員長 金 栄緑

熊本学園大学は、全学的な自己点検・評価制度に基づく点検・評価活動を毎年実施することで、問題や課題を点検し改善に努めております。この自己点検・評価活動には、問題や課題を取り上げて改善に取り組むだけでなく、成果や結果を明らかにして長所をさらに伸ばしていくというもう1つの目的があります。また、大学は社会に対しての説明責任を果たすためにこの結果を公表しております。

本学は2020年、内部質保証推進委員会を設置して以降、自己点検・評価活動とその結果に基づく改善・向上のサイクルは着実に成果を上げつつあります。2022年には、3回目（認証評価の受審としては4回目）となる公益財団法人大学基準協会の認証評価を受け、2023年4月1日付で「大学基準」に適合していると認定されました。

この度の2022年度報告書の作成に際し、従来手法を刷新し、新たなアプローチを取り入れました。新たな取り組みの1つは、実施部局が全ての項目を包括的に点検することです。自己点検は、大学の内部質保証の観点から、1から10までの項目を設けています。しかしながら、この10の項目は独立したものではなく、相互に関連し合い、影響を及ぼし合うものです。従って、実施部局は単に該当する項目だけでなく、全体の視点から点検を行うことが求められます。こうした取り組みを通じて、大学の内部質保証に対する正しい理解が深まり、部局および個々の関係者が担うべき役割が再認識されることでしょう。

第2に、「点検・評価」の作業が本来の趣旨に即したものとなるように取り組むことです。点検・評価の作業がルーチンワークにならないように、大学内部質保証のPDCAがうまく回るように心がけることです。自己点検は1年間の活動とその成果を振り返り、評価し、また問題や課題を見つけるプロセスと捉えています。そのために、「自己点検・評価報告書」を冗長な文章で書く代わりに、評価と根拠を簡潔に明示する新しい書式を導入しました。これは、作業の効率性を向上させ、業務の負担を軽減することを通じて、要点をより明確にすることを企図しています。

さらに、第3に、従来テキストに基づく報告書では、長所や問題・課題が明確に把握しにくい側面もあります。今回の「自己点検・評価報告書」には、結果を可視化する試みを行いました。点検・評価する段階から、計量分析を行えるフォーマットを工夫し、数値データを活用できる手法を取り入れました。結果、大学全体および基準ごと、さらには各実施部局ごとの自己点検・評価の結果の可視化チャートが作成可能となり、客観的な分析が行えるような環境が整備されました。

今回の自己点検・評価の過程において、新たな手法やフォーマットに関する適切な説明が不足していた点もあり、各実施部局において、戸惑いや混乱を引き起こした側面も見受けられました。しかしながら、皆さま方のご理解とご協力により、2022年度自己点検・評価報告書を完成させることができましたこと、心より感謝申し上げます。今回の新しい取組みについては、しっかりと検証を行い、改善と向上に努めてまいります。

自己点検・評価活動の中で、喫緊の課題や長いスパンで取り組むべき問題などの確認とともに、本学の伸ばすべき長所についての確認ができました。とりわけ、本学の地域連携と地域貢献は80年の歴史と約10万人の卒業生が熊本の地域の発展に寄与していると自負します。本報告書の内容をご高覧頂き、本学の活動に対して皆様の忌憚のないご意見を伺うことができれば幸いです。

評定と評点について

評定の基準

- S：大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、
理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
- A：大学基準に照らして良好な状態にあり、
理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
- B：大学基準に照らして軽度な問題があり、
理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：大学基準に照らして重度な問題があり、
理念・目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

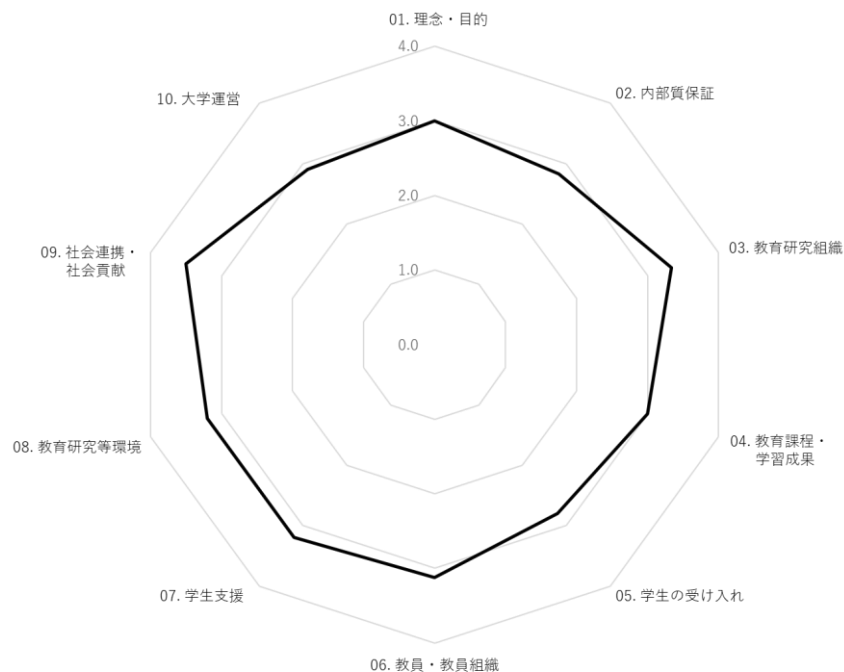
評点は、各評定に、S=4、A=3、B=2、C=1の点数を設定

1. 熊本学園大学自己点検・評価総括

2022（令和4）年、本学自己点検・評価の結果は概ね良好であると判断できる。評定の基準のA（3.0）は「大学の基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である」の評価であることから、評点3.0を「良好」である判断の基準とした場合、10の基準の中で、3.0を上回っている項目は、「基準1 理念・目的」「基準3 教育研究組織」「基準4 教育課程・学習成果」「基準6 教員・教員組織」「基準7 学生支援」「基準8 教育研究等環境」「基準9 社会連携・社会貢献」の7項目である。特に、「基準9 社会連携・社会貢献」は3.5で高く卓越した水準である。その他「基準3 教育研究組織」「基準7 学生支援」「基準8 教育研究等環境」も高い評価である。

一方、「基準2 内部質保証」「基準5 学生の受け入れ」「基準10 大学運営・財務」は3.0を下回っている。「基準5 学生の受け入れ」は、学生の受け入れ方針（AP）の策定・公表、入試制度の適切、公正な運営、収容定員の管理などの4つの評価項目があり、収容定員管理以外の項目は、3.0を上回っているが、定員管理の項目で低い評価であった結果である。「基準2 内部質保証」では、内部質保証システムの有効性が低い評価であった。また、「基準10 大学運営・財務」では、財務状況が低い評価であった。

熊本学園大学自己点検・評価可視化チャート



*実施 32 部局の平均

2. 基準ごとの概要

基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

【評定（評点）：A（3.0）】

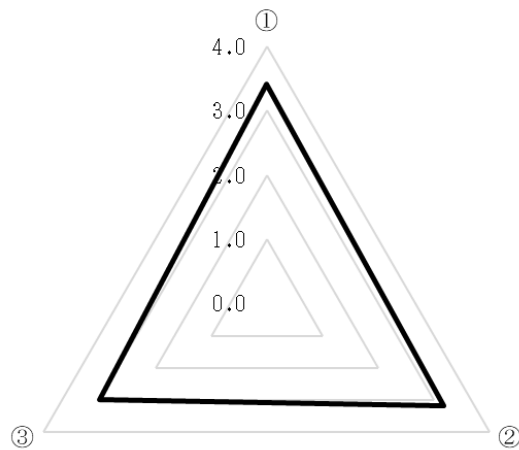
【状況・概要】

- ・建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」に基づき、大学の目的及び使命を「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする」としている。大学院については、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与すること」、専門職大学院については、「高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定めている。また、大学の理念・目的は学則又はこれに準ずる規則等に明示し、大学ホームページ、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。
- ・大学の理念・目的を実現していくため2015（平成27）年度に「学校法人熊本学園第1次中期経営計画」を策定、現在第2次中期経営計画（2021～2025）が進行中である。

【課題】

- ・大学院において学位課程ごとの教育理念・目的を学則に定めていない。
- ・理念・目的の広報活動において、今後一層重視されるSNSでの情報提供については、大学全体での積極的かつ体系的な取り組みが必要と考えられる。
- ・日本および九州・熊本の少子化と経済・社会の活力が停滞する中で、本学が教育研究においてどのようなビジョンを持ち、いかなる役割を果たそうとしているのか、中長期的なビジョンを明確にする。

【評価チャート1】



- ①大学の理念・目的を踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ②学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

*実施12部局の平均

基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）：B（2.8）】

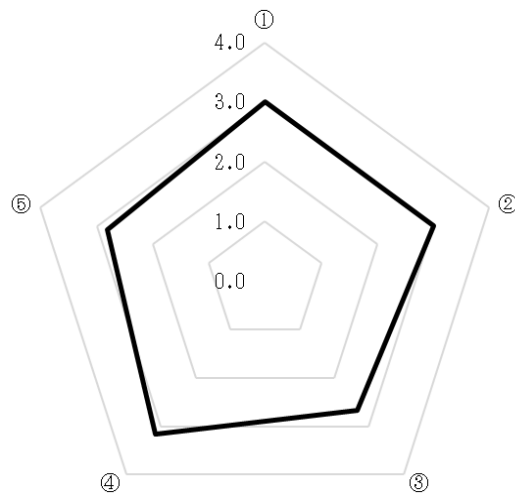
【状況・概要】

- ・「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」及び「熊本学園大学内部質保証推進規程」を策定し、内部質保証に関する基本的な考え方として、自己点検・評価による教育研究等の改善・向上を継続的に行うこと、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進を行い、教育研究等の質を保証することを「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」に定めている。
- ・内部質保証の手続については、同方針において、「各部局は、年度ごとの取組みについて、自己点検・評価を行う」「自己点検・評価委員会は、全学的な観点から、各部局の自己点検・評価結果を取りまとめ自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出する」「内部質保証推進委員会は、自己点検・評価報告書に基づき、年度ごとの取組みの有効性を検証し、改善が必要な事項については、学長より該当部局の長に改善の実施を指示する」「指示を受けた該当部局の長は、改善に向けた取組みとその結果を内部質保証推進委員会に報告する」「内部質保証推進委員会は、改善の実施について確認を行い、自己点検・評価報告書とともに改善結果を常任理事会に報告する」という一連のプロセスを明示している。
- ・全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として、「内部質保証推進委員会」を設置し、「熊本学園大学内部質保証推進規程」に、その組織及び役割について定めている。学長を委員長として、副学長、事務局長、学長室長、その他学長が必要と認めた者で組織し、審議事項として、「内部質保証に関すること」「自己点検・評価の基本方針に関すること」「自己点検・評価結果の点検及び調整に関すること」「自己点検・評価結果に基づく検証及び改善・向上に関すること」等を定めている。

【課題】

- ・「内部質保証推進委員会」の構成員を見直す。
- ・内部質保証システム（PDCA）を有効に機能させる。
- ・外部評価の改善、具体化と規程を策定する。
- ・本学の内部質保証システムについての理解を深めてもらい、当事者として捉えてもらう必要がある。

【評価チャート2】



- ①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施6部局の平均

基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

【評定（評点）：A（3.3）】

【状況・概要】

- ・大学の理念・目的に照らして、商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部第一部、社会福祉学部第二部の5学部11学科、商学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、社会福祉学研究科の4研究科5専攻及び専門職大学院の会計専門職研究科を設置している。
- ・附置研究所として「産業経営研究所」「海外事情研究所」「社会福祉研究所」を設置しているほか、「高度学術研究支援センター」の事業を行うプロジェクトの一環として、「水俣学研究センター」を組織している。このほかにも、「付属図書館」「体育施設センター」「e-キャンパスセンター」「教育センター」「インクルーシブ学生支援センター」「ボランティアセンター」等を置いている。
- ・毎年、担当各部署が作成する『自己点検・評価実施報告書』をもとに「内部質保証推進委員会」が取り組みの検証を行ったうえで、必要に応じて改善を指示している。該部署では、改善・向上に向けて取り組み、改善指示を受けて取り組んだ事項について改善報告書を提出している。

【課題】

- ・付置研究所の再編に取り組む。
- ・学部の目的、学科の目的と各学部・学科の三つのポリシーの適切性を検証する。

— チャート省略 —

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施13部署の平均

基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

【評定（評点）：B（3.0）】

【状況・概要】

- ・建学の精神に基づき、大学全体の卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）を定め、各カリキュラムの特性に応じて教育を実施している。入学者受け入れの方針（AP）、DP、CPの三つのポリシーは大学ホームページ、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。
- ・各学部は教育課程の編成・実施方針と各年度に学長から出されるカリキュラム編成に関する方針に基づき、カリキュラム編成を行っている。また、カリキュラムの順次性・体系的性を示すカリキュラムツリー・カリキュラムマップを履修要項に示し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。
- ・各学部は、卒業要件に必要な授業科目、単位数を学則に定め、各科目の授業方法や教育効果、学習時間等に応じた単位数を設定している。成績評価については、シラバスへの「成績評価方法・割合」の明記、「成績問い合わせ制度」によって客観性、厳格性を担保している。
- ・各学部は大学設置基準による単位制度の趣旨を踏まえ、シラバスに事前・事後学修（具体的な内容及びそれに必要な時間）の時間を明記し、各種アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証、年間履修単位の上限を設定している。
- ・「授業評価アンケート」「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」のほか、1年と3年次に実施する「アセスメントテスト」などを通じて学生の学習成果を適切に把握及び評価している。経済学部では「学修成果レポート」によって学習成果を可視化している。
- ・教育課程及びその内容、方法の適切性については、各種アンケートの結果、自己点検・評価、FDなどを通して点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。
- ・会計専門職研究科では、「熊本学園大学専門職大学院アドバイザー・ボードに関する規程」に基づき、教育課程連携協議会を設置し、学期ごとに開催している。
- ・単位の実質化については、シラバスの項目に「事前事後学修（具体的な内容および必要な時間）」を設け、全ての科目担当者に具体的な時間数を記載することを求めているほか、「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」による学修時間の確認と集計結果の検証を行っている。ただし、アンケートの分析とそれを踏まえた改革等について

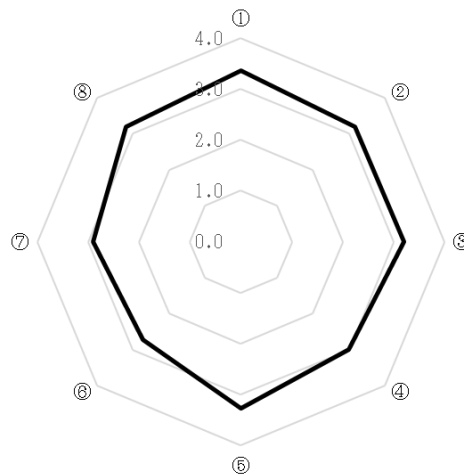
は、分析方法を検討しているところであるため、分析方法を確立しその結果を活用して教育の充実を図ることが期待される。なお、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、大学院の教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築している。

- ・成績評価については、シラバスへの「成績評価方法・割合」の明記、定期試験の厳格な実施、「成績問い合わせ制度」によって客観性、厳格性を担保している。
- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定を行うために、大学設置基準を満たすよう各授業科目の単位設定を行っている。また、授業時間及び事前・事後学修の時間を十分に確保するよう、各授業科目のシラバスは執筆されている。編入学・転入学の場合の既修得単位の認定については、「熊本学園大学編入学に関する規程」「熊本学園大学転入学に関する規程」に基づいた単位認定を行っている。成績評価方法等についてはシラバスに明記されている。なお、成績評価は半期ごとに学生へ通知される。その際、評価に疑問がある学生は一定の期間とルールに従って、問い合わせが可能である。卒業・修了要件は「熊本学園大学履修要項』等で明示している。
- ・学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法として、アセスメントテストの実施や、就職課と連携した語学に関する学外検定試験の結果の活用、卒業生へのアンケートや聞き取りを行っている。
- ・教育課程の適切性の点検・評価は、学習成果に関する取り組みについて、「学部長会」において実施に関する検討を行い、教学 IR を担当する「ICT 統括室」を中心に結果について集計・分析し、結果の活用について学部 FD で各教員に説明している。

【課題】

- ・各学部・学科ごとのディプロマ・ポリシーの検証体制を確立する。
- ・教育課程は大幅な改編がなくとも常に開発の必要とされる領域であり、学部運営委員会を中心に学科成員に議論を投げかけ、開発の意識を啓発する必要がある。
- ・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の関連性を詳細に示すなど、内容の一層の充実が必要である。
- ・授業科目の開講率が低いのは、担当教員を確保できていないことも一因であるが、履修登録者がいないため開講できる科目も閉講になったことも要因である。前者の要因については、担当者を確保すべく他学部の協力を仰いだり、人事を請願していくことが課題である。後者の要因については、「学生の受け入れ」とも関わるが、毎年入学定員を充足するよう学生募集を強化することなどが課題である。
- ・学習成果の把握、測定と可視化に取り組む。
- ・DP と CP の関連性の点検、検証、向上に取り組む。
- ・DP の達成状況を検証する方法を模索する（大学院）。

【評価チャート4】



- ①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑧教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（会計専門職研究科）

*実施 11 部局の平均

基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

【評定（評点）：B（2.8）】

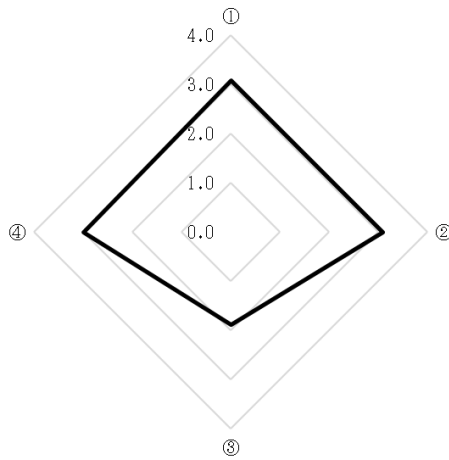
【状況・概要】

- ・学生の受け入れ方針は、大学全体、学部・学科及び研究科・専攻ごとに定めており、いずれも求める学生像等を示している。
- ・入学希望者の能力を多面的・総合的に評価できるよう、選抜方式ごとに多様な試験科目を設定している。各学部・各研究科では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。
- ・過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率について、社会福祉学部第二部社会福祉学科で低いため、学部の定員管理を徹底する必要がある。
- ・学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「入試委員会」で入学者選抜制度、入学試験の実施・合否判定の適切性を点検評価している。
- ・入学者選抜制度別に入学後の学業成績に関する追跡データ調査「入試別成績・進路等集計」を毎年度実施し、それに基づき選抜方法の適切性について入試課及び各学部・学科が検証することで、選考方法の改善や入学者選抜制度の改廃等につなげている。
- ・三つのポリシーに基づいて総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制、公募制、スポーツ等）、一般選抜、共通テスト利用型選抜、特別選抜（社会人、外国人留学生、編入学・転入学等）を実施している。入試問題点作成、試験監督、採点、合格者の決定などの業務を公正に行い、適正に入学者選抜を行なっている。入試や入学後の教育・学生生活等に関する個別相談は入試課が窓口になり各学科長が相談対応を随時行い、毎年7月8月実施のオープンキャンパス等でも個別相談に応じている。しょうがいのある学生の入学に際しては、入学前に入学後の合理的配慮の支援内容等について説明を行い、入学後も個々のニーズに応じて環境・支援内容の改善に努めている。
- ・筆記試験、書類審査、面接試験等によって入学者選抜を公正に実施している。

【課題】

- ・入学定員の確保に取り組む。
- ・入学試験の合否判定の適切性についての評価と、改善・向上に向けた取り組みを実施する。

【評価チャート5】



- ①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 11 部局の平均

基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）：A（3.1）】

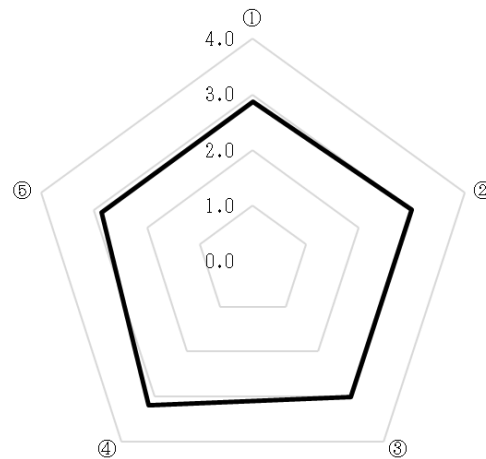
【状況・概要】

- ・大学の目的及び使命に基づき、大学として「求める教員像」「教員組織の編成に関する方針」を定め、大学ホームページで公表している。また、教授・准教授・講師・助教ごとに求める能力・資質、研究業績、教育上の識見について「組織運営規程」と各学位課程の教員資格審査基準で明確にしている。
- ・学士課程、修士課程、専門職大学院課程において、「教員組織の編成に関する方針」に基づき、大学大学院及び専門職大学院設置基準で求められている専任教員数等を満たす教員組織を専門分野等にも配慮しながら適切に編成している。
- ・教員の募集・選考・採用の手続は、「熊本学園大学教授会規程」や各学部の教授会規程細則、「熊本学園大学教員採用手続に関する内規」に明示しており、専門職大学院では「専門職大学院会計専門職研究科委員会規程」や「熊本学園大学専門職大学院教員選考に関する内規」に基づき、採用・昇任を行っている。資格決定と昇任については「教員資格審査基準」「大学院担当教員資格審査規程」「専門職大学院教員資格審査基準」によって審査を行っている。
- ・「FD委員会」において全学及び学部・研究科単位のFD活動を実施し、教員の一定の参加を確保している。全学のFDでは、「FD委員会」の下部組織として「FD企画運営委員会」や「授業評価制度委員会」を設け、大学全体のFD活動を推進する体制を整備している。
- ・教員組織の適切性の点検評価は、教員組織を所管する教務課及び大学院事務室が「『教員組織』編成表」を作成し、大学、大学院及び専門職大学院設置基準に定められた必要専任教員数等の確認をもとに教育課程を遂行するために必要な教員を適切に配置しているかについて各学部長及び各研究科長とともに定期的に確認することで実施している。

【課題】

- ・研究科の教員組織の編成に関する方針を明示する必要がある。
- ・FDの開催時期や内容を検討する。
- ・授業内容への不満などが寄せられることがある。教育の質の確保・向上のために、教員の適切性についての定期的な点検・評価のあり方を検討する必要がある。

【評価チャート6】



- ①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 11 部局の平均

基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】

【状況・概要】

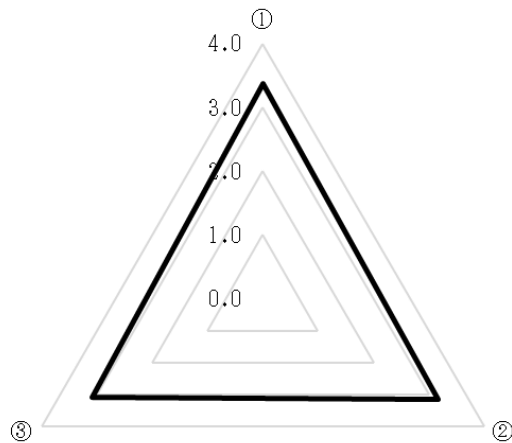
- ・「学生支援に関する大学としての方針」を定め、修学支援の方針、生活支援の方針、進路支援の方針の3つの項目について具体的な支援のあり方を明示している。
- ・学生課では、学生支援に関する方針に沿って、奨学金等による経済的支援、正課外活動（部活動等）を充実させるための支援、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施に向け、取り組みを行っている。
- ・インクルーシブ学生支援センター内3部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）による修学支援体制を整備している。しょうがい等のある学生が、授業や実習を受ける上での合理的配慮が必要な事項について相談に応じ、対応している。
- ・学生が快適かつ安全な学生生活を送れるよう、学生一人ひとりの人権を尊重し、ハラスメントの防止及び対策を徹底するとともに啓蒙活動に努める。」を掲げている。また、「学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」に基づき、「学校法人熊本学園ハラスメント防止ガイドライン」を整備し、大学ホームページに掲載している。相談体制では、なんでも相談室のほか、教職員の相談員窓口、手紙・電話・電子メール等でも受け付けている。
- ・進路支援の方針では、「社会人として自立して人生を切り開いていく力(就業力)を涵養するキャリア形成支援を展開する」「学生一人ひとりの個性と能力を大切にしたいきめの細かい職業的進路選択の支援を体系的に実施する」の2点を定めている。学生支援の方針については、大学ホームページで公表し、教員に対して教授会で報告するとともに、職員に対して部課長会で報告することで学内での共有を図っている。
- ・学生の学習支援として、教育センターを設置し、高等学校等から大学へのスムーズな移行を図るための学習支援、基礎学力の養成等、学生の能力に応じた学びの支援を行っている。また成績不振学生を把握して全学的に指導に取り組んでいる。
- ・「高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金）」を積極的に周知し、奨学金を希望する在学生・新入生に対しては、定期的に説明会を開催し、状況に応じた情報提供を行っている。
- ・しょうがい学生支援室では、授業を受ける上であるいは学生生活において、しょうがい等を理由に支援や配慮が必要な学生に対して相談に応じ、必要にあわせた修学支援を行っている。

- ・各種ハラスメントの防止については、規程の整備や委員会の設置に加え、「ハラスメント防止ガイドライン」の策定や、『ハラスメント防止リーフレット』の作成と大学ホームページへの掲載による周知等、体制を整備して適切に取り組んでいる。
- ・「内部質保証のための全学的な方針」及び「自己点検・評価規程」のもと、学生支援に関連する各部署が「自己点検・評価実施報告書」を作成し、「自己点検・評価委員会」に提出している。それをもとに「自己点検・評価委員会」が『自己点検・評価報告書』を作成して「内部質保証推進委員会」に報告し、「内部質保証推進委員会」が検証したうえで改善・向上に向けた指示を行っている。

【課題】

- ・しょうがい学生支援に関して全学委員会にて、医療的ケアを要する学生等の現状に見合った支援方針を議論する必要がある。
- ・「差別と人権に関する専門委員会」において、人権にかかわる諸問題について理解を深めるために、学生および教職員を対象に年2回開催している「差別と人権に関する講演会」に、教職員の参加が極端に少ない状況が続いているので、効果的な周知方法等を検討する必要がある。
- ・しょうがいのある学生の急増およびしょうがいの種別の多様化により、修学支援を行うための知見や経験を有する人材の確保や施設・設備の整備が課題である。
- ・相談員への相談件数は年々増加しており、また申立ての内容も深刻になってきていることから、さらに取り扱いには注意が必要なため、総務課の業務の一環としてのみ取り扱うことが難しくなっている。
- ・「定期的な点検・評価」としては実施できていないため、取組みについて検討する必要がある。
- ・運営委員のしょうがい学生支援に関する知識が必要である。

【評価チャート7】



- ①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施12部局の平均

基準8 教育研究等環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】

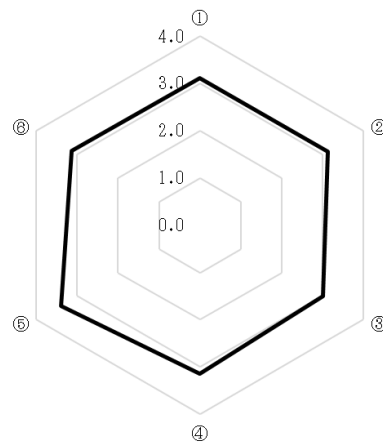
【状況・概要】

- ・大学の目的及び使命、各学部・研究科の目的等を踏まえて、「施設・設備等整備」「研究活動支援」「図書館整備」「情報環境整備」に関する方針を定め、大学ホームページに掲載し、教職員・学生による方針の共有と社会への公表を図っている。
- ・校地面積及び校舎面積はいずれも大学設置基準上必要な面積を満たしており、運動場等の教育研究活動に必要な施設・設備を整えている。施設、設備等の安全および衛生については、守衛の配置による警備業務、防犯カメラの設置と稼働、専門業者による日常清掃、空調設備の定期点検等の実施によって確保するとともに、「施設改修計画」により設備等の改修・更新工事を実施している。
- ・法令上、必要な校地・校地面積を有し教育研究等環境に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設・設備を適切に整備している
- ・しょうがいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるように、学生からの意見も聴いたうえで、学内のバリアフリー化、車いす対応等の環境整備を行い、大学ホームページにキャンパスバリアフリーマップを掲載して快適な学習環境の整備に努めている。
- ・大学としての研究に対する基本的な考え方を、「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」及び「研究倫理綱領」で示している。
- ・図書館は学生及び教職員の学術研究や教育・学習の支援に必要な図書、学術雑誌、電子情報、資料等を整備している。各種データベース、電子ジャーナル、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ、図書館相互貸借サービス等へ図書館のホームページからアクセスできるようにしている。
- ・研究倫理を遵守するため、「熊本学園大学研究倫理綱領」を定め、学術研究の適正かつ公正な実施に努めている。研究活動の不正防止については、「熊本学園大学における研究上の不正行為の防止に関する規則」を定め、不正行為が生じた場合の対応等を取り決めるとともに、冊子『公的研究費等不正防止のために』を全教員に配付し、意識の向上を図っている。
- ・教育研究等環境の適切性の点検・評価について、関連部局で毎年自己点検・評価を行ってその結果をとりまとめ、「内部質保証推進委員会」に報告している。「内部質保証推進委員会」では、必要に応じて部局に改善を指示し、これを受けて部局で改善に取り組み、その結果を「内部質保証推進委員会」に報告している。

【課題】

- ・二段階認証の導入、学生のノート PC 必携可についての検討を行う。
- ・IT リテラシー支援に必要なアシスタント、コンシェルジュの募集採用低迷の問題を改善する。

【評価チャート 8】



- ①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- ⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 9 部局の平均

基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

【評定（評点）：A（3.5）】

【状況・概要】

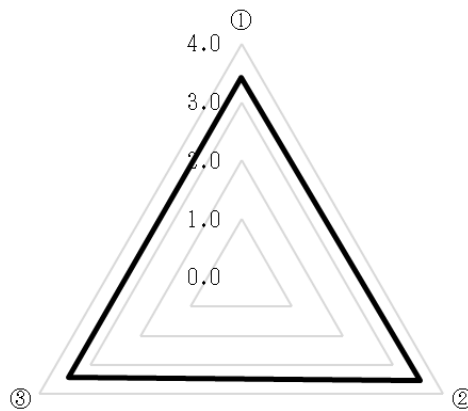
- ・大学の目的及び使命を踏まえ、「社会連携・社会貢献に関する方針」として「本学の教育・研究資源を活用し、地域との交流・連携事業を企画・運営することにより、地域社会のニーズにあった社会貢献の推進に積極的に取り組む」「グローバル人材を育成し、地域の国際化及び多文化共生社会実現へ貢献する」等を定め、大学ホームページで公表している。
- ・地域経済発展のための経営者を育成するための「肥後創成塾」、地域の産業経営の発展に資することを目的として設置した、熊本県からの受託事業の「熊本イノベーションスクール次代舎」などを開催している。
- ・地域交流、国際交流事業については、大学コンソーシアム熊本の活動を通じた地域との交流を図ってきた。地域の国際化への貢献として外国人留学生の弁論大会、小学校・中学校への外国人留学生の派遣等を行っている。
- ・2015（平成27）年度に定められた第1次中期経営計画において、基本戦略として「地域貢献・教育のための研究活動」や「知的資源の還元」等、社会連携・社会貢献に関連する6つの項目を掲げている。また、社会連携・社会貢献を担う組織として2017（平成29）年度より「地域連携センター」を設置し、大学ホームページに7つの業務内容を詳しく掲載している。
- ・例えば、産業経営研究所では、「産業・経済およびこれに関連する事項の調査研究を行い、地域の産業経営の発展向上に寄与すること」を目的に掲げて、大学ホームページに掲載している。
- ・学部は大学の方針に基づき、独自の社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元している。
- ・多くの社会連携・社会貢献に関する取り組みを行っている。第一部社会福祉学科では、主に初年次の学生を対象とした「社会福祉入門」の授業で、熊本県美里町や熊本市中央区の子飼商店街でのフィールドワークを取り入れている。子飼商店街の定期市（「百円笑店街」）のイベントに学生が協力することによって地域活性化に寄与している。
- ・市民に公開した研究会や講座を催している（2022（令和4）年度は、研究会2回、講座（次代舎）全14回）。また、地域の研究所・シンクタンクと連携協定を結んで共同研究を実施し、学会報告や論文として研究成果を発表している。

- ・学部等から提出された『自己点検・評価報告書』について「地域連携センター運営委員会」で社会連携・社会貢献の適切性についてまとめ、「内部質保証推進委員会」に報告し、必要があれば「内部質保証推進委員会」が改善を指示する。
- ・自治体や地域社会との連携事業、講座開講や新規事業への対応等については、「地域連携センター運営委員会」で協議を行い、活動に反映している。
- ・国際交流については、年2回開催する「国際化推進会議」において「熊本学園大学国際化ビジョン」実現のためのプロジェクトの実施状況及び目標達成の進捗状況の把握、確認を行っている。「国際交流委員会」及び国際教育課では国際交流プログラムにおける地域連携・社会貢献活動の充実について毎年検討し、改善を行っている。
- ・社会連携・社会貢献の適切性について、大学では公開講座のアンケート、地域における教育活動への学生による授業評価アンケート等、それぞれの取組み別に点検・評価を行い、その結果をもとに担当教員、各学科が改善・向上に向けた取り組みを行っている。

【課題】

- ・学部として社会連携・貢献の適切性に関する定期的に点検・評価は行なっていない。
- ・研究科としての社会連携・貢献の可能性について検討する必要がある。

【評価チャート9】



- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施13部局の平均

基準 10 大学運営・財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：B（2.9）】

10（1）大学運営【評定（評点）：A（3.1）】

【状況・概要】

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示している。
- ・第2次中期経営計画において将来像を策定し、その将来像を達成するために、「行動指針」として教職員等が経営や業務遂行にあたり取るべき姿勢を示すとともに、各設置学校共通の戦略・戦略目標を定めた「中期計画」を明示している。
- ・大学運営に関して、学長の選任については、「学長選任規程」に定めており、その権限は、学則及び組織運営規程に規定している。学長同様に副学長、学部長及び研究科長についても選出に関する規程を定めている。また、教授会の役割については、学則および「教授会規程」に規定している。
- ・学長をはじめとする教育研究に係る役職及び教員の各職位の職務を「学校法人熊本学園組織運営規程」に明示している。また、学長は各学部の教授会及び大学院各研究科委員会の審議事項を意見として聴き、教育研究に関する重要事項の決定をすることにより適切に大学運営を行っている。
- ・予算編成は、中期経営計画に基づき、収支見通し、施設設備計画、ICT計画、入試状況などを踏まえ、常任理事会で基本方針を策定し、その基本方針に基づき予算大綱を定める。その後、予算単位の長に対して、基本方針、予算大綱の説明を行い学内に周知している。予算単位ごとに基本方針に基づいて予算原案を作成し、経理課へ提出する。予算は、常任理事会メンバーでヒアリングを実施し、必要性、重要性などを検証し、常任理事会で審議し、評議員会の意見を聞き、理事会で決定している。決定した予算は予算管理システムに反映することにより周知している。
- ・予算執行は、経理規程に基づいて執行されている。予算執行はシステム化しており、予算残高のチェックができる。予算単位の長は執行状況の把握ができるので、予算と実績の比較検討を行い、予算範囲内で最も経済的かつ効率的な執行となっているか確認している。

- ・予算は、常任理事会で確認した方針に基づき編成され、執行に際しては関係規程に基づき処理されるので、予算執行プロセスの明確性及び透明性を担保している。
- ・予算管理システムを導入しているため、各予算単位は残高等の確認ができ、その上で、執行率等のデータを確認しながら編成している。
- ・法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、事務組織は適切に機能している。
- ・管理運営のための事務局の組織を「事務分掌規程」により定め、総務部、入試広報部、教学部、学生部、学術文化部の5部及び事務局長直轄の3組織と大別される事務組織を編制し、大学運営を行っている。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上については、全教職員に対して、2017（平成29）年度からFD・SDに係る企画として各種研究会や講演会を実施している。
- ・大学運営の適切性の点検・評価は、中期計画の達成に向けて取り組むべき各施策を大学行動計画として具体化し、「中期経営計画推進管理本部」で大学行動計画の達成状況を評価することを通じて実施している。

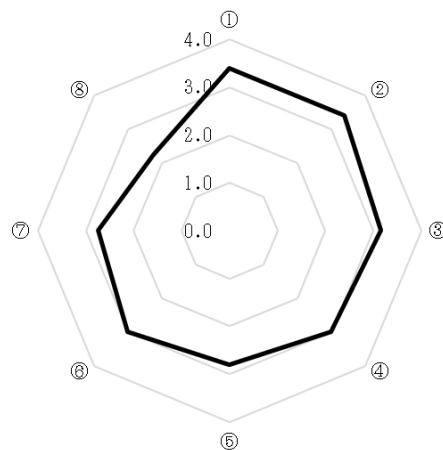
10（2）大学財務【評定（評点）：B（2.5）】

- ・2022（令和2）年度末には、第2次中期経営計画を策定している。同計画において、財務の施策として「安定した収入確保と支出削減」を掲げ、1 教育活動収入の安定的な確保、2 収益事業収入の確保と事業拡大の検討、3 コスト構造の再構築による支出削減の3点に取り組むことを示している。
- ・第2次中期経営計画（2021～2025年度）では重要目標達成指標（KPI）及び重要業績評価指標（KGI）の数値目標を設け、その実現に向け、2025（令和7）年度までの事業活動収支計算書を作成している。収支計算書には大きな問題はないが、貸借対照表は、特に要積立率が全国平均より低く十分な財務基盤を確立しているとは言い難い。
- ・現在の第2次中期経営計画（2021～2025年度）を2020（令和2）年度に策定し、この中で「財務基盤の向上」を掲げ、安定した収入確保と支出削減を実現するため、①教育活動収入の安定的な確保、②収益事業収入の確保と事業拡大の検討、③コスト構造の再構築による支出削減、に取り組み、施設設備計画、借入金計画などをもとに財務のシミュレーションを行い策定している。
- ・財務関係比率については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに人件費比率が高く、教育研究経費比率は平均を下回っている。

【課題】

- ・現行では、FD委員会においてSD研修が企画されているため、全学的なSD方針を策定して組織的に取り組む必要がある。
- ・地域のニーズに対応した魅力ある大学づくりを通じた財務基盤の確立が求められる。

【評価チャート 10】



- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑦教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ⑧教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

*実施6部局の平均

自己点検・評価の実施部局は以下のとおりであり、点検・評価および報告書作成は各部局の長の責任のもとで実施する。（熊本学園大学自己点検・評価規程 第7条）

- ・商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部
- ・商学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、社会福祉学研究科、会計専門職研究科
- ・産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所
- ・水俣学研究センター
- ・ICT 統括室
- ・企画課、総務課、秘書室、人事課、経理課、管財課
- ・広報室、入試課
- ・教務課、教職・実習課、大学院事務室、情報教育課、国際教育課
- ・学生課、インクルーシブ学生支援センター事務室、就職課
- ・学術文化課、図書情報課